

令和3年度実地指導指摘事項（認知症対応型共同生活介護）

●人員基準

○従業者（省令第90条：条例第110条）

《人員基準欠如減算対象》

・1日の介護従事者の勤務時間が24時間に満たない日が多数ある。

※日中(夜間及び深夜の時間帯以外)は利用者の数が3又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で1人以上の配置が必要である。(3:1) また、そのうち1人は常勤であることが必要。1人当たり常勤8時間とすると、3人×8時間=24時間となる必要がある。

・兼務の場合の勤務時間の識別がない。

・運営規程と重要事項説明書の職員体制が相違。

○管理者（省令第91条：条例第111条）

・勤務表では兼務の場合の勤務時間の識別がない。

●運営基準

○内容及び手続の説明及び同意(省令第3条の7：条例第9条)

・契約について、「身上監護」「残置財産」の文言等、開設時のものを使用されていることから利用者等へは理解ができないことが考えられる。

・重要事項等変更を説明した際には記録に残しておくこと。

・重要事項説明書中、医療機関への入院における長期間を現在、3週間程度と考えているが、その捉え方を加算の算定基準等を勘案し、検討すること。

○勤務体制の確保等(省令第103条：条例第123条)

・介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

・認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。

- ・ ハラスメント防止に関する方針を明確化し必要な措置を講じること。

○業務継続計画の策定等(省令第3条の30の2：条例第32条の2)

- ・ 業務継続計画の策定等については着手すること。

○協力医療機関等(省令第105条：条例第125条)

- ・ 協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。

○非常災害対策(省令第82条の2：条例第102条)

- ・ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

○衛生管理等(省令第33条：条例第59条の16)

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね2月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- ・ 研修及び訓練を定期的実施すること。

○事故発生時の対応(省令第3条の38：条例第40条)

- ・ サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないとされているが、損害賠償保険に加入されていないようである。

- ・ 事故発生の防止のための委員会の開催及び研修の実施に努めること。

○虐待の防止(省令第3条の38の2：条例第40条の2)

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。

- ・ 虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

【個別計画について】

●アセスメント

- ・現在のケアチェック表では、「能力」「できそうなこと」の記載が不足している。
- ・基本情報にも「認知症」の診断名を記載すること。
- ・問題行動という表現を検討すること。
- ・ADL・IADL「できそうなこと」「介助が必要な理由」「要望」、記録として残し、プランに繋げていくこと。
- ・介護計画とアセスメントの枚数が合わない。
- ・ケアチェック表に○のみのチェックで何も特記無し、課題分析が見えない。
- ・「できそうな能力」「IADL」「各活動の要望」「解決策」など記入できるシートの追加を検討すること。

●計画書

- ・サービス内容が排泄、レク、食事のみとなっている。
- ・計画の開始日に対して家族のサインが間に合っていない。

●介護記録

- ・毎日の介護記録がなく、日々の入居者の状況、ケア内容の記録、ケアプランの実施状況が見えない。

●モニタリング

- ・担当者会議、モニタリング共に内容が変わっておらず（コピペしており）会議録として不十分な状況である。

●事故

- ・ヒヤリハットの意味の確認、事故報告書の在り方について再確認しておくこと。